

藤沢市立高砂小学校
ともに学び安心して過ごせる学校づくりのための基本方針
(藤沢市立高砂小学校 いじめ防止対策基本方針)

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(いじめの定義と本校のいじめに対する基本姿勢)

いじめとは「児童に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。（藤沢市こどもをいじめから守る条例第2条）

また、いじめを「いじめられる側」と「いじめる側」「いじめをあと、おもしろがる観衆」「いじめを見て見ぬふりをしている傍観者」の四層構造からなるととらえています。

上記の考え方のもと、「いじめを許さない・見過ごさない」体制づくりに学校全体で取り組み、すべての子どもたちが笑顔でかよえる学校・学級づくりをめざします。

そして、学校での教育活動を充実させるとともに、学校と家庭や地域との連携を重視し、多くの目で子どもたちを見守り、児童の小さな変化に気づき、いじめの未然防止を図り、児童が多くの人々と関わる学校を中心としたコミュニティーづくりに努めます。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを決して行ってはいけません。自分がされたら嫌な気持ちになる行為はしません。

(学校及び職員の責務)

すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者・地域その他関係する人々との連携を重視します。いじめは決して許されないことを校内研修や職員会議等で共通理解を図り、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組みます。いじめが疑われる場合には適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

(家庭との連携)

子どもたち一人ひとりの発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、「命を尊ぶ心」や「他者を思いやる気持ち」を育むためには、本校での教育活動だけでなく、家庭での取り組みも重要です。学校と家庭は連携していじめの未然防止に取り組んでいきます。普段から児童の様子について情報交換を行い、相談できる関係づくりに努めます。また、いじめ事案の対応に当たっては、いじめを受けた児童といじめを行った児童双方の保護者を支援し、家庭と連携して、問題をよりよく解決していきます。

(地域との連携)

地域社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促す体制を構築します。地域からも情報を提供してもらえる関係づくりにも努めます。民生・児童委員、児童クラブ、こどもの家などとの連携や共通理解を深めます。地域の方々との会話を大切にし、信頼される学校づくりに取り組みます。学校運営協議会制度の導入や地域学校協働活動の推進により、地域ぐるみで課題を解決する体制づくりを目指します。

(児童会活動)

日頃から異学年交流や温かな人間関係を育むよう、授業や学級活動を展開するとともに、子どもたちが主体的にいじめの防止等に取り組めるよう支援します。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取り組み

・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニティーケーション力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図ります。いじめ未然防止のための授業や日常の教育活動においても、機会をとらえ、児童間での共通理解を図ります。

(2) いじめの早期発見のための取り組み

- ・いじめを早期に発見するために児童に対して「学校生活アンケート調査」を実施します。(年3回 7月、12月、3月)
- ・児童及び保護者が、いじめにかかる相談を学級担任だけでなく、児童支援担当教諭やスクールカウンセラーと行うことができる組織的な相談体制の整備を行います。
- ・教職員には、いじめ防止等の対策に関する研修を実施し、いじめの防止に関する資質向上を図ります。
- ・「藤沢市子ども相談フォーム」、藤沢市いじめ相談ホットライン、24時間子どもSOSダイヤルなど 校外の相談窓口と連携します。

(3) いじめの早期解決のための取り組み

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合はすぐにやめさせ安全を確保します。(教職員の観察、保護者、友だちからの情報)
- ・いじめにかかる相談を受けた場合は、速やかに事実の有無を組織的に確認します。(児童・保護者・友だちなど)
- ・いじめの事実が確認された場合は、事案に係る情報を適切に記録管理するとともに、関係保護者と共有するなど必要な措置を講じます。
- ・いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援といじめを行った児童への指導及び支援、その保護者への助言を継続的に行います。
- ・いじめを受けた児童への支援は、スクールカウンセラーとも連携して、複数の教職員で行います。
- ・いじめを受けた児童が安心して学習するために必要があると認められる時は、人権に十分配慮し保護者との連携を図りながらいじめた児童に対し、一定期間別室等で学習を行わせるための措置を講じます。
- ・いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、勇気をもっていじめを止めに入り、誰かに知らせるなど、どのように行動するべきなのかを指導します。
- ・囁し立て同調している児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめを受けた児童、いじめを行った児童については、日常的に注意深く観察します。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処します。

(4) 道徳教育・人権教育の充実

いじめ防止のために道徳を初め教科や特別活動の中で、子どもたちの豊かな心を育み「自分を大切にするとともに、他の人を大切にすること」という人権意識や、自分の行動を律する規範意識を醸成します。

(5) 情報モラル教育の推進

- ・携帯電話・スマートフォンを含めたインターネット上でのいじめやトラブル防止に向け、情報モラル教育を実施し、適切な判断力や行動力を育成します。
- ・保護者や教員に対する啓発活動や研修を実施します。

(6) 児童支援委員会

- ・いじめ防止等の取り組みの内容や基本方針についての検討を行います。
- ・いじめにつながる恐れのある事案等があった場合、情報の共有を行い、対応を検討します。

3 「高砂小学校いじめ問題対策委員会」の設置

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため「高砂小学校いじめ問題対策委員会」を設置します。

(1) 構成

- ①校長 ②教頭 ③児童支援担当教諭 ④学級担任 ⑤スクールカウンセラー
⑥教育相談コーディネーター ⑦養護教諭 ⑧各学年代表（各1名）

＊必要に応じて、外部専門機関関係者の参加を要請します。

いじめ防止担当スクールカウンセラー、スクールロイヤー、SSW、藤沢市学校問題解決支援チームなど

(2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取り組み内容の検討（年間計画の作成等 本基本方針の策定・見直しを含む。）
- ・学校生活アンケートの結果報告・対応についての検討
- ・いじめに関する相談・通報への窓口としての対応
- ・緊急会議の開催
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめを受けた児童の保護や支援、対応方針の決定および保護者との連携
- ・いじめを行った児童に対する指導・支援・対応方針の決定および保護者との連携
- ・いじめ事案の報告

(3) 会議の開催（年3回 9月、1月、3月 および 緊急時）

- ・いじめと疑われる相談・通報があった場合
- ・児童支援委員会において必要と認められた時

4 重大事態への対処

- ①いじめにより児童の生命、心身または、財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や長期欠席をすることを余儀なくさせている疑いがある場合には、直ちに教育委員会に報告します。
- ②教育委員会が調査を実施している間も、学校は、いじめを受けた児童の心情に寄り添い継続的な支援を行います。
- ③いじめを受けた児童及び保護者に対して、適切に情報提供をし、説明を行います。

5 その他

- ・いじめ防止等への取り組み状況について、学校評価に位置づけ、よりよい指導・支援のためのPDCAに努めます。